

文教厚生委員会

調査事項

子育て支援について

調査結果

4月10日、5月15日に調査研究を行ない、最終報告とします。

(1) 4月10日の委員会

当日は井上健康福祉課長、山下社会福祉担当副課長、教育委員会小林学務課長に説明員として出



駐車場のない嵐山幼稚園

席いただき調査した。

まず学務課長より、①学校における着替えについて、②性教育、薬物乱用防止にかかる授業、教室等の取り組みについて

次に健康福祉課長に、

①平成18年度保育所の現状、②次世代育成支援行動計画「子どもも大人も未来志向になれる嵐山町」と地域対策協議会についての説明を受けた。

(2) 5月15日の委員会

当日は最終報告について意見交換した。委員会として次の通りまとめた。

本調査は第1回を本年1月19日に調査してから5回の委員会を開会した。所管の課長等に説明いただき、子育て支援の膨大さと難しさを実感した。現在の状況を併わせて、まとめた。嵐山町の子育て支援策は、国の定めた「次世代

産業建設委員会

調査事項

公共下水道計画区域外の汚水等の処理について

調査結果

4月13日、5月11日、委員会を開会した。

(1) 4月13日の委員会

当日は、上下水道課長に当町全体の汚水、排水計画の概要説明を求め

の差が40ha以上あり期限内の完工は難しい。
3. 下水道区域外の汚水の処理について
当町は、小川町、ときがわ町、東秩父村と共に県より「槻川、都幾川上流生活排水対策重点地域」に指定され生活排水対策推進計画を策定している。この中で当町では個人設置型の合併浄化槽の整備と、単独処理槽からの転換助成金の拡充検討がもられている。現在の処理は合併浄化槽846基、単独1925基、汲取り処理384基で

1. 基本方針
第4次総合振興計画後期基本計画では公共下水道道に關しては、建設促進と整備済み地域の水洗化の推進を、市街化調整区域は小型合併浄化槽の普及と生活排水対策を掲げている。
2. 公共下水道の現況
本町の公共下水道事業は平成元年より着手し、計画面積418ha、21年完成予定認可面積2799ha、17年度末完成面積233・4haであり、そ



合併浄化槽の埋設工事

ある。
説明の後質疑に入る。
(2) 5月11日の委員会
当日は、課長・副課長より前回委員会に出された質問について回答、説明を求めた。下水認可面積中、未整備区域の概算工事費は11億3千万円。区域縮小には他団体との協議が必要。池ノ入環境センターの浄化槽汚泥の処理能力は現在まだ多少の余裕がある。以上、中間報告とする。

ポイ捨て禁止条例の制定を

制定先進地を検討する

小林 朝光 議員

重要。条例は先進地での効果を検証したうえで考えていきたい。

行政対象暴力 ごっこ

問 先の長崎市長銃撃事件、栃木県での産廃をめぐるトラブルでの職員殺害事件は衝撃的である。全国調査で1年以内で何らかの圧力を受けた自治体は70%にのぼる。我が町で岩沢町長就任以来、圧力を受けたことはある

か、また対策について伺います。

副町長 岩沢町長就任後不当要求はない。平成16年7月1日、警察指導により嵐山町不当要求行為対策要綱を定めた。今月28日は、小川警察署長と嵐山町他、2町1村の首長による「行政対象暴力排除に関する協定書」を締結する予定。その際に研修会を行なうので、今後の対策に役立てたい。



捨てられて散乱するゴミ

就労動態と経済効果は

働きやすい環境づくりに努める

三村 泰明 議員

問 町内就労人口の変化と経済効果を調査し検証すべきと思う。また一極化している転住が問題視されている。帰郷策はないか。

答 町で行なったアンケート調査では534名で21・9%のデータがある。今後も調査を行ない検証して何が課題かも検討し町づくりに生かしたい。立地に恵まれているので働きやすい環境をつくり良い影響が出るよう努力していく。



嵐山溪谷のバーベキュー広場

観光開発について

問 町民憲章と、町の木の梅、町の花つじの具現化について。

町制施行40周年を迎え具現化はどう進んだか伺います。

答 素晴らしい町民憲章であり誇りに思っている。木も花も町民に親しまれている。町の宝としてより普及を積極的に進めていく。

問 景勝地嵐山溪谷周辺に観光客数はどの位あり、経済効果はどの位なるか。また、これからの観光開発はどう進めていくか伺います。都幾川左岸に八重桜、つじ、紅葉の植栽はできないか。

答 四季を楽しめる植栽をすることも良いと思う。駅前にもアピールできるものも考えられる。東武鉄道、観光協会、嵐山町と連携を密にして集客を図れるよう努力する。

問 空き缶その他の容器類「たばこの吸い殻のポイ捨て」が後を絶たない。条例による罰則規定が必要と思う。今までと今後の対策を伺います。

答 県のゴミの散乱防止に關する条例と嵐山町の環境条例にそつて対策をたててきた。町民参加及び職員による清掃で、周りをきれいにすることで不法投棄を防いできた。更なる啓発をする。

町長 規制の強化のみでいいものか、マナー意識の改善がなされること